2　移動体識別用のものにあっては、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。

3　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のものにあっては、九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。

4　送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

5　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のものにあっては、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。

6　最初に電波を発射してから四秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信であって、当該再送信に先立つキャリアセンスの受信時間が一二八マイクロ秒以上のものに限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。

三　キャリアセンスは、次のとおりであること。

［1　略］

2　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用（九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備にあっては、次のとおりであること。ただし、確認応答を行おうとする場合は、キャリアセンスを要しない。

(1)　キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において次の値以上である場合には、電波の発射を行わないものであること。

イ　空中線電力が二〇ミリワット以下のもの　（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下ロにおいて同じ。）

ロ　空中線電力が二〇ミリワットを超えるもの　空中線電力が二〇ミリワットを超えた分を（一）八〇デシベルから減じた値

(2)　キャリアセンスの受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。

［削る］

［3　略］

4　移動体識別用（九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備にあっては、次のとおりであること。

(1)　キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において次の値以上である場合には、電波の発射を行わないものであること。

イ　空中線電力が一〇ミリワット以下のもの　（一）六四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下ロ及びハにおいて同じ。）

三　［同上］

［1　同上］

2　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用（九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線設備にあっては、次のとおりであること。

(1)　キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

［新設］

(2)　［同上］

(3)　使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。

(4)　(3)の条件にかかわらず、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

［3　同上］

4　［同上］

(1)　キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において（一）七四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値（空中線電力が一〇ミリワット以下のものにあっては、（一）六四デシベル以上の値）である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

［新設］